

建設業者等指名除外要綱運用基準

令和4年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号。以下「要綱」という。）を運用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重傷者 入院加療（検査入院等を除く。）を必要とし、全治30日以上を要する者。

(2) 軽傷者 入院加療（検査入院等を除く。）を必要としない全治30日未満の者。

(3) 重大な損害 アからエまでのいずれかに該当する損害。

ア 電線、電話線の切断、ガス管、水道管等の破裂を生じさせ、又はその他公共性の高いライフラインへ損害を与え、その復旧までに半日以上を要した場合であって、100世帯以上に影響を与えたとき。

イ 電線、電話線の切断、ガス管、水道管等の破裂を生じさせ、又はその他公共性の高いライフラインへ損害を与え、その復旧までに半日を要しなかった場合であって、社会的な影響が極めて大きいと認められるとき。

ウ 公共機関の業務へ影響があった場合、公共交通機関（鉄道・バス）が不通になったとき。

エ 民家や事業所等へ損害を与えた場合、建物等の大規模な補修が必要で、日常生活や営業活動に多大な影響を与えるとき。

(4) 軽微な損害 アからエまでのいずれかに該当する損害。

ア 電線、電話線の切断、ガス管、水道管等の破裂を生じさせ、又はその他公共性の高いライフラインへ損害を与え、その復旧までに半日以上を要した場合であって、9世帯以下に影響を与えたとき。

イ 電線、電話線の切断、ガス管、水道管等の破裂を生じさせ、又はその他公共性の高いライフラインへ損害を与え、その復旧までに半日を要しなかった場合であって、99世帯以下に影響を与えたとき。

ウ 公共機関の業務へ影響があった場合、一般交通に与える影響が小さいとき。
（幹線道路の不通、信号機等交通安全施設の機能不全は除く。）

エ 民家や事業所等へ損害を与えた場合、建物の損害が小さく、日常生活や営業活動に与える影響が小さいとき。

(指名除外に至らない事由に関する措置の運用（要綱第8条の2関係）)

第3条 市と締結した請負契約に係る工事（以下「市発注工事」という。）における事故については、(1)又は(2)に該当する場合に文書注意を行うことができる。本条にお

いて、安全管理が不適切とは、発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合とする。

- (1) 安全管理が不適切であったため、公衆若しくは工事関係者に負傷者（軽傷者）を生じさせ、又は公衆に軽微な損害を与えたと認められた場合。
- (2) 安全管理が不適切と断定できないが、公衆若しくは工事関係者に死亡者若しくは負傷者（軽傷者を除く。）を生じさせ、又は公衆に損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められた場合。

（別表（第2条関係）各項共通事項）

第4条 指名除外の期間は、要綱又は本運用基準に特に定めのあるものを除き、原則として、短期の期間を用いるものとする。ただし、悪質又は社会的影響の大きい事案等については、情状を勘案し長期の期間の範囲内で定めるものとする。

- 2 「市と締結した請負契約に係る工事（以下「市発注工事」という。）」とは、本市組織機構に含まれる全ての部局において締結した請負契約に係る工事をいうものとする。（過失による粗雑工事に基づく措置の運用（別表第6項関係））

第5条 市発注工事について、過失により工事を粗雑にしたと認められるのは、原則として、三原市工事成績評定要綱（平成17年三原市要綱第236号）第5条第2項に定める工事成績評定表における評定点合計（以下「評定点合計」という。）が50点未満である場合（ただし、当該工事において、発注者が既に指名除外又は文書注意を行った場合を除く。）、又は発注者から文書により修補の指示を受けた場合とする。

- 2 市発注工事以外の工事（以下「一般工事」という。）について、過失により工事を粗雑にした場合において契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分がなされた場合とする。

（契約違反による措置の運用（別表第7項関係））

第6条 この措置要件に該当するのは、(1)から(3)までのいずれかに該当する場合とする。

- (1) 必要な報告を怠った場合。
- (2) 正当な理由なく、発注者の改善要求や指示に従わない場合。
- (3) その他契約条項に違反した場合。

（公衆損害及び工事関係者事故による措置の運用（別表第8項関係））

第7条 公衆損害及び工事関係者事故が次の(1)又は(2)に該当する事由により生じた場合は、原則として、指名除外等（文書注意を含む。）を行わない。

- (1) 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合。（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等。）
- (2) 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合。（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したこと

により生じた事故等。)

2 市発注工事における事故において、「安全管理の措置が不適切」であったと認められるのは、原則として(1)の場合とする。ただし、(2)に該当する場合には、これによることができる。

(1) 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合。

(2) 当該工事に係る業務責任者等が刑法（明治40年法律第45号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合。

3 市発注工事における事故に係る指名除外の期間は、被害状況に応じて、次の各号によるものとする。「期間短縮可」と記載があるものは要綱第3条第5項を適用可能なものとし、記載がないものについては要綱第3条第5項を適用しないものとする。

(1) 市発注工事における公衆損害事故（別表第8項(1)）

被害状況	期間
複数の死亡者を生じさせた場合	4か月以上6か月以内
死亡者を生じさせた場合	4か月以上6か月以内（期間短縮可）
重傷者又は重大な損害を生じさせた場合	2か月以上6か月以内
負傷者又は損害を生じさせた場合（軽傷者・軽微な損害を除く）	2か月以上6か月以内（期間短縮可）

(2) 市発注工事における工事関係者事故（別表第8項(3)）

被害状況	期間
複数の死亡者を生じさせた場合	2か月以上4か月以内
死亡者を生じさせた場合	2か月以上4か月以内（期間短縮可）
重傷者を生じさせた場合	1か月以上4か月以内
負傷者を生じさせた場合（軽傷者を除く）	1か月以上4か月以内（期間短縮可）

4 一般工事において、「安全管理の措置が不適切」であり、かつ、「当該事故が重大であると認められる」とは、原則として、当該工事に係る業務責任者等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合をいうものとする。

5 一般工事における事故に係る指名除外の期間は、被害状況に応じて、次の各号によるものとする。「期間短縮可」と記載があるものは要綱第3条第5項を適用可能なものとし、記載がないものについては要綱第3条第5項を適用しないものとする。

(1) 一般工事における公衆損害事故（別表第8項(2)）

被害状況	期間
複数の死亡者を生じさせた場合	2か月以上3か月以内
死亡者を生じさせた場合	2か月以上3か月以内（期間短縮可）
重傷者又は重大な損害を生じさせた場合	1か月以上3か月以内
負傷者又は損害を生じさせた場合（軽傷者・軽微な損害を除く）	1か月以上3か月以内（期間短縮可）

(2) 一般工事における工事関係者事故（別表第8項(4)）

被害状況	期間
複数の死亡者を生じさせた場合	1か月以上2か月以内
死亡者を生じさせた場合	1か月以上2か月以内（期間短縮可）
重傷者を生じさせた場合	2週間以上から2か月以内
負傷者を生じさせた場合（軽傷者を除く）	2週間以上から2か月以内（期間短縮可）

（工事成績の不良による措置の運用（別表第20項関係））

第8条 評定点合計の平均により指名除外を行う場合、その期間は次のとおりとする。

評定点合計の平均	期間
過去2年連続して50点以上60点未満であるとき	1か月
過去2年連続して50点未満であるとき	3か月
過去2年のうちいずれかの年が50点以上60点未満で、かつ、いずれかの年が50点未満であるとき	2か月

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。